



平成20年6月10日（火）

教員の勤務負担軽減に関する調査研究事業について

文部科学省では、平成20年度より、教員の勤務負担軽減を図り、教員が児童生徒に向き合う時間を拡充するための「教員の勤務負担軽減に関する調査研究事業」を実施することとしました。

1. 事業の趣旨

教員の勤務負担を軽減し、教員が児童生徒に向き合う時間を拡充するとともに、心身ともに健康な状態を維持し児童生徒の指導に当たることによって、より質の高い教育を提供するため、教員の勤務負担軽減に関する調査研究事業を次の4分野において実施することとしました。

- (1) 学校事務の外部委託
- (2) 校務分掌の適正化
- (3) 保護者等への対応
- (4) 教員のメンタルヘルス対策

2. 審査

学識経験者等からなる審査委員会での審査に基づき、平成20年度教員の勤務負担軽減に関する調査研究事業を実施する教育委員会として、別紙の11教育委員会（14事業）を決定しました。

<担当> 初等中等教育局初等中等教育企画課
課長 常盤 豊（内線2336）
専門官 大川 晃平（内線2359）
教育公務員係 奥田 米穂（内線2358）
電話：03-5253-4111（代表）
03-6734-2588（直通）

平成20年度「教員の勤務負担軽減に関する調査研究事業」一覧

(1) 学校事務の外部委託 (1)

教育委員会名	研究内容
京都府教育委員会	学校事務の外部委託について、専門的ノウハウを持つ民間企業等へのアウトソーシングの方法等に関する調査研究

(2) 校務分掌の適正化 (8)

教育委員会名	研究内容
岩手県教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・業務量の平準化及び教員の事務の効率化を図るための小中学校事務の共同実施に関する調査研究 ・拠点校方式による県立学校事務の共同化に関する調査研究
群馬県教育委員会	教員の業務量調査や教職員の意識調査、それらを踏まえた校務の効率化に関する調査研究
富山県教育委員会	学校への文書等の統合や簡素化、廃止に向けた方策等に関する調査研究
京都府教育委員会	教職員の業務負担の平準化や学校事務量の軽減などの校務分掌の適正化に関する調査研究
大阪府教育委員会	教職員の業務負担軽減に向けた調査や発信文書の精選、校務分掌や会議の在り方等に関する調査研究
広島県教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・学校事務の共同実施による事務処理体制に関する調査研究 ・新たな職の設置に向けた学校の効率的な校務運営体制のあり方等に関する調査研究
岡山県教育委員会	会議・校務分掌の在り方、出張・研修の在り方、調査照会等の見直しに関する調査研究
徳島県教育委員会	新たな職を設置した学校のマネジメント機能の強化による校務分掌の見直しなどの教員の勤務負担軽減に関する調査研究

(3) 保護者等への対応 (3)

教育委員会名	研究内容
埼玉県教育委員会	弁護士や医師等で構成する学校問題解決支援チームを中心とした保護者等への対応に関する調査研究
徳島県教育委員会	保護者等から学校への多種多様な要望等の実態調査及びその結果を踏まえた対応マニュアルの策定に関する調査研究
高知県教育委員会	臨床心理士や医師、教員OB、弁護士等で組織する学校サポートチームを中心とした学校への様々な要望等への対応に関する調査研究

(4) 教員のメンタルヘルス対策 (2)

教育委員会名	研究内容
広島県教育委員会	新規採用教員の悩みの早期発見や精神性疾患の防止策等の適切な人事管理に関する調査研究
北九州市教育委員会	メンタルヘルスと過重労働との相関関係の分析及び効果的なメンタルヘルス対策に関する調査研究

教員の勤務負担軽減に関する調査研究事業実施要項

平成20年2月12日

初等中等教育局長決定

1 趣旨

教員の勤務負担を軽減し、教員が児童生徒に向き合う時間を拡充するとともに、心身ともに健康な状態を維持し児童生徒の指導に当たることで、より質の高い教育を提供し、もって全国的な教育水準の向上を図ることが求められている。

また、中央教育審議会の答申「今後の教員給与の在り方について」（平成19年3月29日）等において、校務の見直し、事務量の軽減及び業務のアウトソーシングなど教員の勤務負担軽減のための方策が提言されている。

これらを踏まえ、教員の勤務負担軽減に関する4項目について調査研究事業を実施する。

2 委託事業の内容

(1) 学校事務の外部委託

(例：学校の庶務事務、経理事務及び施設管理業務等のアウトソーシング)

(2) 校務分掌の適正化

(例：校内における教員間の業務負担の平準化、会議や調査照会等の縮減などの学校の事務作業量の軽減)

(3) 保護者等への対応

(例：保護者や地域の方からの学校への多種多様な要望等に対する学校及び教育委員会の対応の検証)

(4) 教員のメンタルヘルス対策

(例：教員の悩みを早期発見し、速やかに対応するための職場環境の整備、ストレスチェックによる実態把握及び対策)

3 事業の委託先

都道府県教育委員会又は指定都市教育委員会（以下「教育委員会」という。）とする。

4 委託事業の実施方法

(1) 教育委員会は、上記2の4項目の中から希望する内容を選択する（複数選択可）。

調査研究の実施に当たっては、必要に応じて市区町村教育委員会と連携を図り、調査研究協力校を設定するなど、実践的な調査研究を行う。

(2) 教育委員会は、本事業の成果を域内に普及するため、報告書等の配布、研究発表会の開催等により周知徹底に努める。

5 委託期間

本事業の委託期間は、委託契約を締結した日から当該年度末日までとする。

6 委託手続

- (1) 教育委員会が本事業の委託を受けようとする場合、事業計画書（別紙様式1）を文部科学省に提出する。
- (2) 文部科学省は、提出された事業計画書を審査し、適切と認めたときは、当該教育委員会と委託契約を締結する。

7 委託費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で本事業に要する経費（諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費、通信運搬費、雑役務費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) 文部科学省は、本事業の委託を受けた教育委員会が委託要項又は委託契約書に違反したとき、実施に当たり不正又は不当な行為をしたとき、又は本事業の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができる。

8 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、再委託することが本事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

9 事業完了（廃止等）の報告

本事業の委託を受けた教育委員会は、本事業が完了したとき、廃止又は中止（以下「廃止等」という。）の承認を受けたときは、委託事業完了（廃止等）報告書（別紙様式2）及び支出を証する書類の写しを、文部科学省に提出しなければならない。

10 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、提出された委託事業完了（廃止等）報告書について審査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適切であると認めたときは、委託費の額を確定し、教育委員会へ通知するものとする。
- (2) 確定額は、本事業に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

11 その他

- (1) 文部科学省は、教育委員会による本事業の実施が趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) 文部科学省は、必要に応じ、本事業の実施状況及び経理状況について、実態調査を行うことができる。
- (3) この要項で定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別に定める。

教員の勤務負担軽減に関する調査研究事業

勤務負担の実態

- ①1日当たりの教諭の残業時間は平均約2時間
(1ヶ月当たり平均約34時間)
 - ②デスクワーク的な事務負担が大きい
- 精神性疾患による病気休職者が増加
(平成18年度過去最高(4,675人))

事業目的等

教員の勤務負担を軽減し、教員が児童生徒に向き合う時間を確保するとともに、心身ともに健康な状態で、児童生徒の指導に当たることで、より質の高い教育を提供し、もって全国的な教育水準の向上を図ることが必要。
このため、教員の勤務負担軽減に資する内容について、文部科学省が教育委員会に調査研究を委嘱。

調査研究のイメージ

教員の勤務負担の軽減

学校事務の外部委託

学校の庶務事務、経理事務及び施設管理業務等のアウトソーシング等

校務分掌の適正化

教員間の業務負担の平準化、学校の事務作業量の軽減等

保護者等への対応

学校への多種多様な要望に対する対処方法等の検証等

メンタルヘルス対策

教員が抱える悩みを早期発見・対応するため、職場環境の整備、メンタルチェックの実施等

事業の流れ

希望する
都道府県・指定都市
教育委員会

委嘱

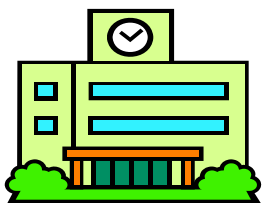
研究報告

文部科学省

成果

海外視察

フォーラムを通じて
全国に研究成果を普及



期待する成果

各学校における教員の勤務負担の軽減

教師が児童生徒に向き合う時間を確保し、質の高い指導の充実を図る。